

検察庁のえん罪作出体質の究明と 是正を求める声明

1 本年9月21日、前田恒彦前大阪地方検察庁特別捜査部主任検事(以下、肩書きは、行為当時)が、厚生労働省元局長事件に関し、押収された証拠物であるフロッピーディスクを改ざんしたとの被疑事実で最高検察庁に逮捕、10月11日に起訴され、10月1日には、大坪弘道前大阪地検特捜部長と佐賀元明同副部長が、前田検事による上記改ざんを隠蔽したとの被疑事実で、同じく最高検察庁に逮捕、10月21日に起訴された。

2 報道によれば、本件は、特捜部内部の検事が新聞記者に情報を提供したことにより、9月21日の朝日新聞の報道を皮切りに広く報道され、社会に知られることとなった。しかし、実は起訴から約半年後の本年2月にはすでに地検内部でうわさになっていたとのことであり、その後早い時期に最高検まで報告されていたといわれる。しかし、検察内部では起訴自体については何ら検証されることなく、前田主任検事の描いた「ストーリー」に従って公判が維持され、6月22日の論告・求刑公判では村木元局長に懲役1年6か月を求刑したのである。

3 こうした検察を始めとする捜査機関による、被疑者・被告人を有罪に陥れるための虚偽証拠の作出・隠滅等については、古くは松川事件における諏訪メモ隠しから、近時の足利事件における取調べ録音テープ隠しや証人への証言変更強制、布川事件における取調べ録音テープの改ざんや証人の調書隠し等、枚挙に暇がない。とりわけ、事実を積み重ねて事案の真相を解明するという正当な捜査方法をないがしろにし、その描くストーリーに沿った自白を強要するという特捜部の手法は、これまでも多くの批判にさらされてきたところである。

4 厚労省元局長事件における違法捜査の実情は、フロッピーディスクの改ざんにとどまらず、えん罪の主要な原因である自白の強要という重大な問題も含んでいる。元局長の有罪の立証に不可欠とされる証人がことごとく公判で取調べ段階の供述をくつがえし、取調べの苛酷さを訴えるとともに、村木元局長の関与を否定する証言をした。そして、これら証人の検面調書が刑法321条1項2号書面として取調べ請求されたが、大阪地裁はその多く(43通のうち34通)を信用性を欠くとして証拠採用しなかったのである。また、検察官の証人尋問等を通して、最高裁判例により証拠開示の対象とされている取調べメモをす

べて検察官全員が廃棄していることも判明した。検察による組織的なえん罪作りが特捜部を舞台になされていたのである。

5 本件は、こうした検察による組織的なえん罪作出を、社会一般がようやく認知するところとなった事件と言うべきである。

最高検は、本件を証拠隠滅・犯人隠避の事案として処理しようとしているようであるが、本件の本質は、嫌疑がないにもかかわらず無辜の市民を起訴し、組織的に公訴を維持し続けたという「職権濫用」にこそあるのではないか。このえん罪の作出という重大な権力の濫用を生み出す組織的問題こそを、徹底的に究明し是正しなければなるまい。

6 本件を、個人の問題あるいは本件かぎりの問題と矮小化すべきではないのであって、本件の事実関係、殊に、特捜部、地検、高検、最高検のどこまでが事実を認識し、あるいは、証拠隠滅・犯人隠避に関与していたのか、本件の組織性について、徹底的な事実の究明がなされるべきである。

本件は、最高検により捜査がなされているところであり、その捜査と調査が終了した段階で、最高検はその調査報告を全面的に開示すべきである。もっとも、最高検は本件の当事者ともいえる立場であって、およそ公明正大かつ徹底した事実の究明と全面的な調査結果の開示が期待できるものではない。さらには、上記のとおりこの問題は事態に加わった当事者の刑事処分だけで解決するものではなく、検察組織の抜本的な体質改善が必要である。本件の真相を解明するためには、弁護士その他検察の部外者により構成される第三者機関を設置した上での検証と従前の捜査手法の抜本的見直し、組織改革が必要である。

7 さらに、本件のごとく捜査機関によるえん罪の作出を防ぐためには、取調べの全面可視化と弁護人の取調べへの立会い、捜査機関所持証拠の全面開示、勾留期間の短縮等、被疑者被告人が憲法・刑事訴訟法に則った防御権を適正に行使できるよう制度の改善が不可欠である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本件を機に、検察組織全体また刑事手続き全体の改革がなされることを求め、かつ、引き続きこれに尽力する決意を表明する。

2010年10月21日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 鳥海 準